

栗田保育園設置主体の変更に伴う認可等について（案）

栗田保育園は、昭和 10 年 5 月 5 日に栗田幼稚園として開園し、昭和 23 年 8 月に児童福祉施設の許可を受けて、現在の名称となりました。

平成 19 年 8 月 31 日、更なる保育内容の充実を図るため、信学会グループの保育園となり、現在に至っています。

栗田保育園はこれまで、社会福祉法人栗田保育園により運営して来ましたが、将来に向けて、園運営のより一層の安定化を図るとともに、信学会幼稚園・保育園各園との連携を深めるため、平成 29 年度からは、学校法人信学会に運営を変更することになりました。

1 栗田保育園の運営概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 施設運営者 | 社会福祉法人栗田保育園（理事長 市川雅朗） |
| (2) 施設所在地 | 長野市大字鶴賀 616 番地 1 |
| (3) 利用定員 | 100 人 |
| (4) 職員 | 27 人（信学会グループとの人事異動無し） |
| (5) 開園日 | 月曜日～土曜日 |
| (6) 開園時間 | 午前 7 時 30 分～午後 7 時 |
| (7) 休園日 | 日曜日、祝祭日、12 月 29 日～1 月 3 日 |
| (8) 食事の提供 | 自園職員が調理 |

2 平成 29 年度からの変更点

- | | |
|-----------|-----------------------|
| (1) 施設運営者 | 学校法人信学会（理事長 市川雅朗） |
| (2) 職員 | 27 人（信学会グループ内で人事異動あり） |

※現在の保育内容や保育園の運営の変更は無く、利用定員も現行と同様です。

3 その他の変更点

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人の監査 | 実施主体が「長野市」から「長野県」に変更 |
|-----------|----------------------|

4 児童福祉施設の認可について

現在の児童福祉法は、実施主体の変更に関する規定がないため、社会福祉法人栗田保育園については児童福祉法第 35 条第 12 項の規定に基づき廃止の申請、学校法人信学会については児童福祉法第 35 条第 4 項の規定に基づき設置認可の申請を行うものです。